

# 処分した違反者の公表について

静岡県が食品衛生法に違反した者について、食品衛生法第63条の規定により、次のとおり公表します。

なお、公表内容については、原則公表日から1か月経過後に削除しています。

## 営業施設に対する行政処分

処分年月日	施設名称	営業者氏名	行政処分等を行った理由	業種	施設所在地等	適用条項	行政処分の内容
平成26年12月18日	かもめ丸いろり かもめ丸パーベキュー	株式会社 アパ・ジャパン	食中毒 発生	飲食店営業 (食堂)	沼津市千本港 町101	食品衛生法 第55条	営業禁止
平成26年12月24日	杏	杉田正明	食中毒 発生	飲食店営業 (食堂)	袋井市高尾町 14 - 1	食品衛生法 第55条	営業禁止

## 違反食品に係る行政処分等

処分年月日	違反食品名	違反食品製造者等	違反内容	違反食品製造施設等所在地	適用条項	行政処分の内容
該当する情報はありません						

### 食品衛生法第63条の規定について

厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生法上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生法上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。